

## 条 例

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十九号

埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例

(埼玉県手数料条例の一部改正)

第一条 埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第六十八号」を「第七十号」に改め、同条第二十号中「第六十九号」を「第七十一号」に改め、同条第二十一号中「第七十号」を「第七十二号」に改め、同条第二十二号中「第七十一号」を「第七十三号」に改め、同条第二十三号中「第七十二号」を「第七十四号」に改め、同条第二十四号中「第七十三号」を「第七十五号」に改め、同条第二十五号中「第七十四号」を「第七十六号」に改め、同条第二十六号中「第七十七号」を「第七十九号」に改める。

別表都市整備部の項第一号中「第六六号イ及び第六十一号イ」を「第六九号イ及び第六十四号イ」に改め、同項第五号中「第六号ハ、第六六号ハ及び第六十一号ハ」を「第六三号ハ、第六九号ハ及び第六十四号ハ」に改め、同項中第六十六号を第六十八号とし、第六十五号を第六十七号とし、同項第六十四号中「第六十一号金額の欄イ」を「第六十四号金額の欄イ」に、「第六十一号金額の欄ロ」を「第六十四号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第六十三号を第六十五号とし、第六十二号を第六十四号とし、第六十一号を第六十三号とし、同項第六十号中「第六十五号」を「第六十八号」に改め、同号を同項第六十二号とし、同項第六九号中「第六六号金額の欄イ」を「第六九号金額の欄イ」に、「第六九号金額の欄ロ」に、「第六六号金額の欄ロ」を「第六九号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第六十一号とし、同項中第六十八号を第六十号とし、第六十七号を第六九号とし、同項第六六号中「第六十七号」を「第六十号」に改め、同号を同項第六八号とし、同項第六五号を第六七号とし、第六四号を第六六号とし、同項第六三号中「第六号金額の欄イ」を「第六三号金額の欄イ」に、「第六号金額の欄ロ」を「第六三号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第六二号を第六四号とし、第六一号を第六三号とし、同項第六号金額の欄イ中「第六一号」を「第六四号」に、「第六二号」を「第六五号」に改め、同欄ロ中「第六一号」を「第六四号」に改め、同号を同項第六二号とし、同項中第六十九号を第六一号とし、第五十三号から第九十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五十二号中「仮設建築物の」を「仮

設興行場等の」に、「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同項第五十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十四 建築基準法第八十五条第六項の規定に基づく特別な仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	特別仮設興行場等建築許可申請手数料	十六万円
--------------------------------------------------	-------------------	------

別表都市整備部の項中第五十一号を第五十二号とし、第十七号から第五十号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十六号中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号の次に次の一号を加える。

十六 建築基準法第四十三条第二項第一号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	二万七千円
------------------------------------------	-------------------------	-------

(埼玉県証紙条例の一部改正)

第二条 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百九十二号を第三百九十四号とし、第三百十九号から第三百九十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三百十八号中「仮設建築物建築許可申請手数料」を「仮設興行場等建築許可申請手数料」に改め、同号を同項第三百十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

三百二十 特別仮設興行場等建築許可申請手数料	
------------------------	--

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項中第三百十七号を第三百十八号とし、第二百八十号から第三百十六号までを一号ずつ繰り下げ、第

二百七十九号の次に次の一号を加える。

---

二百八十 建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料

---

附則

この条例は、公布の日から施行する。